

春日部市電力の調達に係る環境配慮方針

令和5年3月28日制定

(目的)

第1条 この方針は、春日部市（以下「市」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札適合の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この方針は、市が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(入札適合者)

第4条 この方針における入札適合者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす
- (2) 次条で定める環境評価項目について、別表「春日部市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した得点の合計が70点以上であること

(環境評価項目)

第5条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

評価項目

- (1) 令和3年度の1キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）
- (2) 令和3年度の未利用エネルギーの活用状況
- (3) 令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 省エネルギーに係る情報提供、簡易的DRの取組及び地域における再生可能エネルギーの創出・利用の取組

(評価)

第6条 市が行う電力調達契約の入札に参加する電気事業者は、第4条第1号に定める情報の開示方法及び同条第2号により算定した点数を「春日部市電力の調達契約に関する適合証明書」（別記様式）に記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の証明書の提出があった時は、その内容を確認し、評価を判定する。

(事務処理)

第7条 この方針に係る事務処理は、環境政策課において行う。

(その他)

第8条 この方針に定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、前条の事務処理所管課が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(春日部市電力の調達に係る環境配慮方針の廃止)
- 2 春日部市電力の調達に係る環境配慮方針（令和 4 年 3 月 1 8 日）は、廃止する。

別表（第4条関係）

春日部市環境に配慮した電力調達契約評価基準

評 価 基 準 表

環 境 評 価 項 目	区 分	得点
令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位：kg-CO2/kWh) (注1)	0.000 以上 0.375 未満	7 0
	0.375 以上 0.400 未満	6 5
	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.525 未満	4 0
	0.525 以上 0.550 未満	3 5
	0.550 以上 0.575 未満	3 0
	0.575 以上 0.600 未満	2 5
	0.600 以上	0
令和3年度の未利用エネルギー活用状況 (注2)	0.675 %以上	1 0
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
令和3年度の再生可能エネルギー導入状況 (注3)	8.00 %以上	2 0
	5.00 %以上 8.00 %未満	1 5
	2.50 %以上 5.00 %未満	1 0
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
省エネルギーに係る情報提供、簡易的DRの取組 及び地域における再生可能エネルギーの創出・利 用の取組 (注4)	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注1) 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)とは、次の数値とする。

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者から自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

(注2) 令和3年度の未利用エネルギー活用状況とは、未使用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。

算出方法は、令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値とする。

《算定方式》

令和3年度の未利用エネルギー活用状況(%) = (令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) ÷ 令和3年度の供給電力量(需要端)) × 100

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。
 - ①工場等の廃熱又は排圧
 - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「FIT法」という。)」第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)
 - ③高炉ガス又は副生ガス
3. 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

(注3) 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値(単位は全てkWh)をいう。

《算定方式》

令和3年度の再生可能エネルギー導入状況(%) = (令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(①+②+③+④+⑤+⑥) ÷ ⑦令和3年度の供給電力量(需要端)) × 100

- ① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))
- ② 令和3年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))
- ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)

⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非 FIT 非化石証書の量(kwh) (ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。)

⑦ 令和3年度の供給電力量(需要端(kWh))

1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに関し、他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. 令和3年度の供給電力量(⑦)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

(注4) 需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・受給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電力事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

